

諮問番号：平成31年度諮問第15号

答申番号：平成31年度答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年12月7日付け戸籍・除籍・戸籍附票の写し請求書（以下「本件請求書」という。）により、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、神戸市垂水区長（以下「処分庁」という。）に対し、本籍を神戸市 （以下「本件本籍地」という。）と、筆頭者を審査請求人とする戸籍について、戸籍の附票の全部の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 処分庁は、本件本籍地において審査請求人を筆頭者とする戸籍に該当するものがなかったため、神戸市収納事務受託者アトラス情報サービス株式会社作成の平成30年12月11日付け領収書兼精算書に、「該当者なし」を返送理由とする旨を記載して、手数料納付のための小為替と共に、本件請求書を郵送で返却した（以下「本件処分」という。）。
- 3 審査請求人は、平成31年2月13日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

該当者が有ると思う。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 全部を消除した戸籍の附票の保存期限

全部を消除した戸籍の附票の保存期限は、消除した日から5年間とされている（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「施行令」という。）第34条）。

保存期限を経過した戸籍の附票は廃棄され、その後は市町村長に対し法第20条第1項に基づく当該戸籍の附票の写しの交付を請求することはできない。

(2) 本件処分の適法性・妥当性

審査請求人は、平成14年4月3日、本件本籍地から [] に転籍し、同月9日付けで本件本籍地の戸籍は全部について消除された。これに伴い、施行令第19条の規定により平成14年4月9日付けで戸籍の附票も消除された。

その後、消除された上記戸籍の附票の保存期限である平成19年4月9日が経過したことにより、上記戸籍の附票は廃棄された。

審査請求人は平成30年12月7日付けで本件請求を行ったが、上記戸籍の附票は既に廃棄されており、かつ、審査請求人が平成14年4月3日に本件本籍地から [] に転籍した後に戸籍の

本籍地を本件本籍地と定めたことはなく、戸籍に附票が調整されたこともないことから、処分庁は本件処分を行ったものであり、本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 調査審議の経過

令和元年10月7日 第1回審議
令和元年11月12日 第2回審議
令和元年12月24日 第3回審議
令和2年1月21日 第4回審議
令和2年2月13日 第5回審議
令和2年3月16日 第6回審議

第6 審査会の判断

1 全部を消除した戸籍の附票の保存期限

全部を消除した戸籍の附票の保存期限は、消除した日から5年間とされている（施行令第34条）。

保存期限を経過した戸籍の附票は廃棄され、その後は市町村長に対し法第20条第1項に基づく当該戸籍の附票の写しの交付を請求することはできない。

2 該当者なしとして交付を拒否したことの違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、平成14年4月3日、本件本籍地から に転籍し、同月9日付けで本件本籍地の戸籍は全部について消除された。これに伴い、施行令第19条の規定により平成14年4月9日付けで戸籍の附票も消除された。

処分庁は、その後、消除された上記戸籍の附票の保存期限である平成19年4月9日が経過したことにより、上記戸籍の附票は廃棄された、と説明するが、その説明は不合理ではない。

審査請求人は平成30年12月7日付けで本件請求を行ったが、上記戸籍の附票は既に廃棄されており、かつ、審査請求人が平成14年4月3日に本件本籍地から [] に転籍した後に戸籍の本籍地を本件本籍地と定めたことはなく、戸籍に附票が調製されたこともない。

したがって、処分庁は該当者なしとして交付を拒否したものであり違法又は不当とはいえない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

(1) 本件処分は法第20条第1項に基づく申請を拒否する処分と解される
ところ、審査請求人に交付されたのは処分通知書の体裁を伴わない領収書兼精算書のみであり、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示もないが、かかる瑕疵は本件処分を取り消しうるべき瑕疵ではない。

(2) 他に本件処分に取り消しうるべき違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第7 付言

本件審査請求については、上記のとおり棄却されるべきであるが、教示文を記載することを含め、処分通知書の体裁を整えることが望まれる。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

治 上 西 員 委